

2021年1月25日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン
代表者名 代表取締役社長 山 下 一 仁
(コード番号 4 6 6 8 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 坂 元 考 行
(TEL 03-5860-2111 代表)

仮処分命令申立書の受領に関するお知らせ

当社は、株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州から、当社に対して、地位確認等仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされたことについて、2021年1月22日付にて、東京地方裁判所より通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てがなされた日

2021年1月8日

2. 本申立てに至った経緯及び本申立ての内容

当社と株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州とは、エリアフランチャイズ契約を締結し、株式会社明光ネットワーク九州に対して、九州全県、沖縄県、山口県において、当社の代理人としてフランチャイジーの募集、フランチャイズ教室の開設指導・経営指導、フランチャイズ加盟金・増設加盟金・更新料等の代理徴収、フランチャイジーからのロイヤルティ・情報システム料の徴収等を行う権限を認めておりました。また、株式会社明光義塾九州に対して、明光義塾の教室を運営するフランチャイズ権を付与しておりました。

しかしながら、株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州に重大な債務不履行が発覚したため、当社は、2020年12月15日、株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州とのエリアフランチャイズ契約について2020年12月17日をもって解除する旨を通知し、2021年1月より当社が直接経営指導するよう調整しておりました。

これに対して株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州は、エリアフランチャイズ契約の解除は無効であるとして、エリアフランチャイズ契約に基づくエリアフランチャイズ権を有している旨の地位確認等の仮処分命令を求めて本申立てを行ったものです。

3. 株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州の概要

商 号：株式会社明光ネットワーク九州

本店所在地：福岡県福岡市中央区薬院一丁目6番9号

代 表 者：代表取締役 肥川正嗣

概 要：エリアフランチャイズ権を付与した九州全県、沖縄県、山口県において、明光義塾144教室、

47名の加盟者（2020年11月末日現在）を管轄しておりました。

商 号：株式会社明光義塾九州

本店所在地：福岡県福岡市中央区薬院一丁目6番9号

代 表 者：代表取締役 肥川正嗣

概 要：明光義塾34教室（2020年11月末日現在）を運営しておりました。

4. 今後の見通し

当社としては、解除通知は有効であり株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州による本申立ては無効であると考えております。今後の裁判手続きにおいては、当社の主張の正当性を申し述べ、株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州の主張に反論してまいります。

なお、当社連結業績に与える影響につきましては、現時点では軽微であると認識しておりますが、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上